

地方独立行政法人茨城県西部医療機構
第 1 期中期目標期間終了時における利益処分について

I 第 1 期中期目標期間の利益剰余金の推移

(単位：円)

| 年度 項目 | 2018 (H30) | 2019 (R1) | 2020 (R2) | 2021 (R3) |
|------------------|---------------|--------------|--------------|---------------|
| 当期総利益 (A) | ▲466,163,404 | ▲395,939,312 | ▲109,229,639 | 1,077,657,180 |
| 前期繰越利益 (B) | — | ▲466,163,404 | ▲862,102,716 | ▲971,332,355 |
| 当期末処分利益 (A+B) | ▲466,163,404 | ▲862,102,716 | ▲971,332,355 | 106,324,825 |

○2021 年度（中期目標期間最終事業年度）に生じた利益の処分について、地方独立法人法第 40 条に基づき下記のとおり行う。

- 1 前事業年度から繰り越した損失を補填する。
- 2 なお残余があるときは、設立団体の長の承認を受けた金額を次期中期計画に定めた業務の財源にすることができる。
- 3 承認を受けた金額以外は設立団体へ納付する。

II 第 1 期中期目標期間の最終事業年度における残余金の処理について

第 1 期中期目標期間最終事業年度における残余金 106,324,825 円の処理について、茨城県西部医療機構は、地方独立行政法人法第 40 条第 5 項に基づき設立団体である筑西市に納付する。

(地方独立行政法人茨城県西部医療機構)

設立団体納付金計算書

| | |
|----------------|--------------|
| I 積立金 | 106,324,825円 |
| II 次期中期目標期間繰越額 | 0円 |
| III 差引設立団体納付金額 | 106,324,825円 |

■参考1 地方独立行政法人法抜粋

(利益及び損失の処理等)

第四十条 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において利益を生じたときは、前事業年度から繰り越した損失を埋め、なお残余があるときは、その残余の額は、積立金として整理しなければならない。ただし、第三項の規定により同項の用途に充てる場合は、この限りでない。

2 地方独立行政法人は、毎事業年度、損益計算において損失を生じたときは、前項の規定による積立金を減額して整理し、なお不足があるときは、その不足額は、繰越欠損金として整理しなければならない。

3 地方独立行政法人は、毎事業年度、第一項に規定する残余があるときは、設立団体の長の承認を受けて、その残余の額の全部又は一部を翌事業年度に係る認可中期計画の第二十六条第二項第六号の剰余金の用途に充てることができる。

4 地方独立行政法人は、中期目標の期間の最後の事業年度に係る第一項又は第二項の規定による整理を行った後、第一項の規定による積立金があるときは、その額に相当する金額のうち設立団体の長の承認を受けた金額を、当該中期目標の期間の次の中期目標の期間に係る認可中期計画の定めるところにより、当該次の中期目標の期間における業務の財源に充てることことができる。

5 地方独立行政法人は、前項に規定する積立金の額に相当する金額から同項の規定による承認を受けた金額を控除してなお残余があるときは、その残余の額を設立団体に納付しなければならない。

6 前二項に定めるもののほか、納付金の納付の手続その他積立金の処分に関し必要な事項は、設立団体の規則で定める。

■参考2 地方独立行政法人茨城県西部医療機構の業務運営等に関する規則抜粋

(剰余金のうち中期計画に定める用途に充てられる額の承認手続)

第13条 法人は、法第40条第3項の規定による承認を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を充てようとする剰余金の用途

2 法人は、前項の申請書に法第40条第1項に規定する残余がある事業年度の事業年度末の貸借対照表、当該事業年度の損益計算書その他市長が必要と認める事項を記載した書類を添付しなければならない。

(積立金の処分に係る承認の手続)

第14条 法人は、中期目標の期間の最後の事業年度（以下「期間最後の事業年度」という。）に係る法第40条第1項又は第2項の規定による整理を行った後に、同条第1項の規定による積立金がある場合において、その額に相当する金額の全部又は一部を同条第4項の規定により当該中期目標の期間の次の中期目標の期間における業務の財源に充てるため同項の承認を受けようとするときは、当該次の中期目標の期間の最初の事業年度の6月30日までに、次に掲げる事項を記載した申請書を市長に提出しなければならない。

(1) 承認を受けようとする金額

(2) 前号の金額を財源に充てようとする業務の内容

(納付金の納付の手続)

第15条 法人は、法第40条第5項に規定する残余があるときは、同項の規定により納付する剰余（以下「納付金」という。）の額の計算書に、次に掲げる書類を添付して当該期間最後の事業年度の次の事業年度の6月30日までに市長に提出しなければならない。この場合において、前条第1項の申請書を提出したときは、第1号及び第2号に掲げる書類の提出を省略することができる。

(1) 当該期間最後の事業年度の事業年度末の貸借対照表

(2) 当該期間最後の事業年度の損益計算書

(3) 前2号に掲げるもののほか市長が必要と認める事項を記載した書類

2 法人は、当該期間最後の事業年度の次の事業年度の7月10日までに納付金を納付しなければならない。